

明治前期「国益」思想追跡続行

——『明治建白書集成』を手掛かりに——

藤 田 貞 一 郎

- I はじめに
- II 『明治建白書集成 第六巻』
- III 国益概念を使用する建白書
 - a. 開墾・米作農業
 - b. 諸産業
 - c. 貿易
 - d. 概念の多義性と変容
- IV 後考のために

I は じ め に

『同志社商学』(45巻2・3号)に掲載の先稿¹の、おわりの部分で、私は以下のように記した。

『明治建白書集成』の第三巻と第四巻においても、我々は先稿で対象とした第二巻と同じく国益の経済学¹の存在を確認することができた。岡田宥遷と吉田源之助の建白書中の文言が示すように、明治政府が国益筋について建白せよと人々に対して命じていたことも与って、かなり多数の様々な国益構想が建白されたと思われる。と言ったからとて、近世中期以来の諸藩の国産物自給政策以来の思考訓練の蓄積を抜きにしては、起り得なかった事態であったであろうことに相違ない。

1 『明治前期「国益」思想追跡』

目次の項目から読みとれるように、各々の建白書の国益概念の理解の仕方は、それらは必ずしも同じではない。先稿で確認した西村郡司や岸川才一郎の国益理解と同じ内容、あるいはそれに匹敵するものは、見出すことができなかった。また仏教国益論に関する宗教論議も見出し得なかった。(中略)

とはいえ、第四巻の藤尾秀成の「新道路船路等御取開之儀ニ付建言書」が示す国益概念が、経済現象のいくつかの側面に関心を払いながら、社会資本の整備と国益の増加の相互連関の上に展開されていることは記憶に値する。経済概念から逸脱した事例もあるとはいえ、まだこの時期の国益は企業経営の理念あるいは政治概念としてよりは、はるかに経済概念として人々に解され、かつ使用されていたことは疑い得ない。そうした状況の中に、川路寛堂の事例にみる、国益の経済学の蓄積とは断絶した——だけでなく、それを認めない——、輸入経済学を武器にする建白書が登場して来るのが、本稿でとりあげた第四巻の世界である。これから後、事態はさらにどのような展開を見せるのだろうか。明治前期国益思想追跡行は、まだ始まったばかりである。そこで、本稿では『明治建白書集成 第六巻』²を手掛かりに、その作業を続けることにしたい。

II 『明治建白書集成』第六巻

本巻が対象とするのは、明治13年(1880)5月から15年12月までの間のものである。鶴巻孝雄は、「1880年代初めの建白と建白制度」と題する「編集後記にかえて」で、次のように記している。

2 以下、いずれも鶴巻孝雄編『明治建白書集成 第六巻』(筑摩書房、1987年)からの引用である。以後は、引用史料の該当ページ数のみ本文中に記す。

政府の内部においては、統治の制度やイデオロギー、あるいは経済政策をめぐって対立はくすぶり続けており、その対立を反映する建白書も少なくない。また、対外的自立の課題や、財政赤字、貿易不均衡、そして物価の異常な騰貴は、国家的な危機状況として国民にも意識され、さまざまな打開策が建白の形をとって模索されていた。そこでは、危機打開のための具体的な政策変更や、経済再建、輸出拡大、輸入防止、節儉、産業育成、開墾、国会開設などの諸方策が提言されるとともに、人民自らがその打開の主体たるべきであるとの積極的意欲を看取れる建白も数多い。

そのような意欲を最もあざやかに象徴するのは1879（明治12）年80年の交から急激に増えはじめる国会開設建白（上書、請願）であろう。国会開設建白は、否定された人民の政治的権利の回復要求であり、専制的な統治形態への異議申し立て、という性格をもつものもあり、また時には官民協和のための有効な施策として提言される場合があったが、危機状況打開への人民の積極的関与の一形態という性格をもつ場合もあった。

（中略）

ただ問題なのは、収録した建白は政府機関や政府高官の許へ提出され、明治建白書集成編集委員会が現在の史料調査の段階で蒐集した史料であって、当然に受け取り機関はまちまちであり、また提出建白のうちどのようなテーマが、どの程度残されたのかという問題も不明である。収録建白だけから、この時期の建白動向を分析するのは、たいへんに危険であるといえよう。

上記の指摘は、収録建白数519件のうち「富国・国益論に関するもの」が約75件あり、約85件にのぼる国家体制全般に関するものにつき第2位を占めていた第二巻とは、明らかに相異なる状況にあったことを示唆する。

この相異のよって来たる所以を解明することが、明治前期「国益」思想追跡の課題たるこというまでもない。また、第三巻には、第二巻と同じく国益概念を表題に謳う建白書が収録されているが、この第六巻にはそれを全く見出すことができない。だが、第四巻と同じく、国益概念を使用する建白書は収録されている。そこで、以下それらを取りあげて、これまでと同じ手法で整理することにしよう。

Ⅲ 国益概念を使用する建白書

a 開墾・米作農業

明治14年6月4日付、島根県士属渋谷武貞の参議大隈重信宛の「宛口米之儀ニ付民情并意見書〔宛口米減額及ビー部金納³ノ儀〕」(427-431ページ)は、「小作人共疲弊困極シテ深耕易耨ノ氣勢無キニ至レハ土地荒蕪シ田野闕ケス国益民利衰耗ノ根原ニシテ其害独り小作人輩ニ止ラス各地主ニ及ヒ総人民ニ及ヒ結局政府ニ及ヒ關係重大独り契約利子ノ小出入ニ止ラサルナリ」と記す。こうした建白を渋谷がなす理由は、こうであった。明治10年に地価は100分の25の租額に改められたにもかかわらず、島根県伯耆国八橋郡では、「聖恩独り地主輩ニ止マリテ小作人共ニ及ハス宛口米額ニ至テハ依然トシテ旧藩ノ昔日ノ如ク地主小作ノ間許多ノ幸不幸ヲ生シタル也」という状況にある。渋谷が思うには「天皇陛下ニ一視同仁或ハ政府ヨリ地主ヘ対シ租税若干ノ減額ヲ賜ハリタル上ハ地主モ亦小作人ヘ対シ宛口若干ノ減額ヲ与フルハ無論ノ事ト断定セラレテマシマスニ非ラスヤ」ということであった。「租税ハ国ノ大事人民休戚ノ係ル所」であり、「賦ニ厚薄

3 本書の凡例には、次のような記述がある。「史料の表題は原本に従った。ただし、表題から建白内容を推測できないもの、および表題を欠くものについては編者がつけた表題を〔 〕で表示した。ただし、受付機関が付した表題が適当であれば()内に示した。」

ノ弊ナク民ニ劳逸ノ偏ナカラシメン」という「上諭」の言には全く同感であるとして、小作人が「公平画一」の仕来たりのもとに農耕に勤めることによって、土地が荒れることもなく、田野も開けて「国益民利」となるのだと主張している。そして、建白書本文の末尾に「地主ヨリ官府ヘ金納スル部分ハ小作人ヨリモ亦地主ヘ金納スル者ト一定セラレハ小作細民始メテ聖恩ノ余沢ニ沐浴」することになるであろうと付している。

明治15年4月付、和歌山県士族近藤直吉の太政大臣三条実美宛の「(近江国加茂野原開墾ノ議)」(749~750ページ)は、「滋賀県下近江国加茂郡加茂野原ニアル荒地ヲ開墾セント欲ス抑モ該地ハ長谷村ノ地ニシテ蛇溝村ニ接続シタル処ナリ地味肥沃水理亦以テ宜キヲ得加之道路ニ接近シタル地ニシテ耕耘運輸甚便ナリ該地ヲ開拓スルニ於テハ大ニ国益ヲ増加シ国産ヲ繁殖セシムルノ一端ニアリ」と記す。こうした建白を近藤がなす理由はこうであった。つらつら考えるに、「国家ノ盛衰ハ民力ノ盛衰ニアリ民力ノ盛衰ハ産業其ノ宜キヲ得ルト得サルトニアリ方今ノ形勢タルヤ各国互ニ雄飛シ其ノ智力ヲ争ヒ其ノ威力ヲ振ヒ学芸日々以テ高尚ニ進ミ物産月ニ以テ其ノ繁殖ヲ極ム(中略)此ノ時ニ当リ大ニ吾国力ヲ振ヒ吾国産ヲ益シ以テ泰平ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルニアリ」と信ずる。ところが、和歌山県の士族7000名余のうち1000余名は、いまだ恒産を得ることなく生計の道に苦しんでいるので、その授産法としてこの加茂野(蒲生野)原の開墾を、和歌山県令神山郡廉に請願したのであるが、「利害得失ヲ審査セス只採用ナリ難キ旨ヲ明示」するだけで、まことに慨歎の極みである。そこで憂苦の余り恐懼を省みず、開墾入費と授産金として10万円をお貸付けたまわりたく、三条実美閣下に歎訴する次第である、と結んでいる。

b 諸産業

開墾や米作農業以外の諸産業の育成に関する建言中、国益概念を使って

論じている例をあげることにする。

明治14年5月13日付、愛媛県平民農矢野敬吾が元老院議長大木喬任に宛てた「玉蜀黍酒製造發明税金之儀ニ付建白」(409-411 ページ)は、「該品(玉蜀黍……引用者注)ヲシテ酒造ノ發明ヲナシ低価以テ之ヲ典スルトキハ聊カ国益ニ供スル万分タラン」と記す。こうした建白を、矢野がなす理由はこうである。すなわち、「御維新爾來逐日政道沿革シ人智又隨テ進歩シ工業モ亦日月ニ興リ新發明ノ物品種々増加ス是レ国家富強ノ基本ナリ夫レ欧米各国ノ如キモ所謂今日ノ富強ヲナス所謂ハ到底新發明ノ著名大ナル効アルヲ以テナリ其大概ヲ挙ルニ電信蒸氣船汽車又ハ時辰器及^(織)滋石其他發明ノ製造枚挙スルニ暇アラス。(中略)我國ノ如キハ頓ニ工業ノ道ヲ開キ人民ノ生産ヲ起シ自由ノ權利ヲ伸張シ獨立ヲ謀ルコトヲ得セシムルハ是全ク廟謨ノ宜ニ遭ヒ億兆ノ幸福焉ヨリ大ナルハナシ抑人文開歩スルニ從ヒ新發明ノ物日ヲ逐フテ増加ス然ラハ則國益ヲ量ル尠ナカラス」と信ずる。勸業奨励もあって、これまでも人力車、¹砂糖製造、綿操器械、ビール麦酒など發明の事業も日々効を奏しつつあように見受ける。自分の住いする所は上浮穴郡久万町村で、四国の山村であり、これとって「發明ニ着手スル品ノ国益ニ供スル」ものがない。が、²つらつら考えたところ居村の産物である玉蜀黍は、これまで「近郊へ運搬シ他物ト交換シ或ハ売却シ以テ僅ニ利分ニ備フルノミ然レトモ其価低ニシテ其利益却テ其勞力ヲ償フニ足ラサルノミナラス夏期ニ生スル品ニシテ必ス虫痛ノ害アリテ時トシテ損失ヲ蒙ルニ至ル実ニ勞力耕耘自ラ徒勞ニ歸ス」状態である。こうした玉蜀黍を原料にして酒を醸造すれば、風味醇美とは云えないまでも、「新奇ニシテ世ニ益アリト云ヘシ」との明治10年国内勸業博覧会での褒状のことも添付して、矢野は工業の道を開き国益を増進する一助として玉蜀黍酒の製造を構想し建白している。

明治14年6月29日付、東京府平民煙草商二谷源兵衛と早川正兵衛の元

老院宛「建白書（苘印紙ヲ廃止シ税金ヲ付スヘキノ儀）」（435-437 ページ）は、煙草税の施行を希望するその建白に際して、煙草の原料生産、器具製造、販売の各部門とそこに就業する人々のことをも念頭に描き、「一大国益」をなしていると記す。すなわち、こうである。「我営業ノ景況ヲ熟考スルニ旧幕府ノ往昔苘始メテ開ケシヨリ以来全国一般ニ及ボシ今用ザルノ人勤クマタ其消費タル広大ニテ〔農苘ヲ作り〕〔商コレヲ売捌ナス〕〔工苘ヲ用ユル器ヲ製造〕一大国益ニテ苘故生計ヲ立ル夥多ニテ就中現今諸国ヨリ府下ヘノ出品多分ニテ既ニ客年十一月頃ヨリ本年四月頃マデニ奥州三春松川苘ト唱フル凡拾万俵余此価凡拾五万円位野州烏山根口ト唱フル凡五万円相州秦野ト唱フル凡七万円余常州茨城凡七万円余其他上信両総濃阿ノ諸州西国ハ薩肥州長崎モツトモ盛ナリトス右府下ヘ輸入問屋ニテ仕切代価ハ凡百有万円ノ見込百五拾万以上ニモ及ボスヘク哉」と述べて、煙草から生じる国益の計算に迄及んでいる。

明治14年10月14日付の「〔家畜蕃養ノ議〕」（525-528 ページ）は、提出者・宛先とも記載の欠けた建白書であるが、「家畜ヲ蕃養スルノ道モ亦彼菜穀種芸ノ道ト均ク農家ノ最モ力ヲ尽シテ講究従事セスンハアルヘカラス」とした上で、「獣疫処分ノ規則」を整備することを官府に求めて、こう記している。「此規則ヲ施行セハ大ニ獸蕃ノ病患ヲ防クヘキヲ以テ国益亦大ナルヘシ」。

明治15年2月15日付、東京府平民盛治兵衛の老院宛「乍恐皇国織物ノ儀ニ付建言仕候（絹地ト木綿トヲ混スルヲ區別シ織物尺幅短小ノ諸弊ヲ改正シ皇国一般ノ法則ヲ立ラレンコトヲ乞フノ議）」は、「皇国ノ織物衰態ニ属シ到底舶来ノ品ノミ使用スルニ至レリ是レ第一皇国名産ノ衰態ヲ来シ御国益ノ幾分ヲ減少スルニ至ルモ計ラズト愚昧ナカラ痛心仕候何卒右弊害ヲ一洗シテ眞正織物ノ盛大ニ赴ンコトヲ企望ス」と記す。盛治兵衛がこう建白するに至ったのは、こういう世間の事情があるからであるという。

すなわち「近年世俗ノ風習徒ラニ外舶ノ輸入品ヲ貴重スルノ弊日ニ最モ盛
ヒシテ凡百需用ノ物品ニ至ルマテ専ラ彼ノ製品ヲ傳播シ愛玩シテ置サルニ
至ル此ニ於テ皇國ノ名産ナル織物類ノ如キハ漸次ニ其需用ヲ減少シ実以テ
慨歎ノ至リニ勝ヘス」という心境である。それは、物価騰貴の際も手伝っ
てのこともあろうが、絹縮緬ならびに帯地などに木綿糸を混織して、肉眼
ではわからない程たくみに不正を働いているものがあるからである。この
ため「絹ト木綿トノ区別」もつかなくなっているの、舶来品のみを求め
るようになった。そこで、この弊害をあらため製品検査を統一して行なう
ようにして戴きたい。そうすれば、単に「世俗ノ需用品ヲシテ盛大ナラシ
ムルノミナラス自ラ海外各洲ヘモ陸統輸出スルニ至ルモ必然ナリ」と信じ
る。

明治13年10月付、愛知県官黒川治愿の宛先記載なしの「〔財政救治ノ
為メ官吏服制ヲ改メ士民ノ節儉ヲ奨メ官禄ヲ半減シ銀行紙幣廢止ノ議〕」
(220-228 ページ) は、産業育成を主題とするものではないが、「鉱山ノ業
ヲ以テ国益ヲ興シ」とする表現が見受けられる。

c 貿易

当時、日本の貿易事情は、商品入超、金銀出超の状況にあった。そこで、
これに対処するべく幾つかの建白が行われる。明治13年8月付、東京府
木村万平の宛先記載なしの「外国輸出入不平均之建言」(131-138 ページ)
はそのひとつであるが、この建言は国益という用語を随所に用いて、その
構想を表現している。木村は「内外通商ノ順序ヲ整へ深く輸出入ノ平均ヲ
慮リ以テ物価ノ騰貴ヲ止メ以テ国益ノ潤利ヲ謀ラサルベカラス」と冒頭で
延べたあと、輸出振興のための方策を9か条、輸入超過の弊害を防ぐため
の方策を9か条、にそれぞれわけて細説する。

前者については、第1条で「海外輸出入平均ヲ慮リ国民ノ困難ヲ救フハ

先ツ内外通商ノ順序ヲ立ツルニアリ故ニ洋銀三千万弗ヲ外国ニ募ラザルベカラズ（中略）速ニ国債ヲ外国ニ募リ輸出入ヲシテ平均セシメ以テ国民ヲ救ヒ以テ外債ヲ償却スベシ是レ政府大政中ノ最大急務ナリトス」と、その構想の核心を先ず明らかにしたあと、こう続ける。「通商ノ順序ヲ立ルハ是レ本眞ノ正業ニシテ国益ヲ興スノ基礎ナリ（中略）而シテ償却ノ法タルヤ第二条ニ述ル如ク一ノ商会ヲ設立スルコト第六条ニ弁明セシ如ク問屋ノ業ヲ行ヒ之ヲ行フニ隨テ国益ヲ生シ又問屋ノ正業ナル手数料及ヒ利子ヲ生スベシ」。さて、第2条はこう記される。

此三千万弗ト紙幣三千万円ヲ合併シタル者即チ六千万円ヲ以テ一ノ商会ヲ開設シ一種特別ノ仕法ヲ以テ内外通商ノ順序ヲ正シクシ国内ノ輸入ヲ防キ輸出物品ノ取扱ニ注意セシメ之ヲシテ平均ナラシムルコト実ニ今日ノ急務ナリ而テ其営ム所ハ諸問屋ヲ正業トナシテ取扱ヲナスベキナリ

ここでいう問屋については、さらに第5条で次のように詳論する。

外国商民ニ大利ヲ占メラレ我国商民ノ疲弊^{（弊）}困難極メテ少カラス故ニ此会社ヲ設立シ外国輸出ノ万品ヲ引受ケテ専ラ売捌ニ注意スルヲ以テ重要トスベク隨フテ開港ノ各地ニ支店ヲ分チ以テ組合ヲ置キ又諸県下ヘモ之ニ准シテ組合ヲ置キ更ニ海外諸国ヘモ同上ノ支店或ハ組合ヲ分チ置キ問屋ノ正業ヲ以テ通商シ外国売買ノ相場ヲ知り適当ノ価格ヲ以テ売捌ク時ハ我國民ニ於テ其利益ノ洪大タルヤ必然ナリ是レ同心協力ニ由テ立ツヘキモ通商ノ順序ニシテ純粹ナル国益ヲ興スノ基礎タリトス次に第6条で、さきに第1条で触れているように、「右商店ヲ設立スレハ如此ノ国益金ヲ生スベシ」として、この問屋形態の会社による通商から生ずる国益の金高の具体的算定を行っている。

一方、後者については、「外ハ通商ノ基礎ヲ定メ内ハ国民一般ニ注意シテ輸入物品ノ減少ヲ期企シ然リ而シテ我内国物産ノ増殖ハ勸農商務両局ニ

テ益ス茶砂糖木綿蚕糸紡績所牧羊場製絨所其他機械ニテ作ルヘキ諸物品ヲ製造シ又造船所ニテ運輸ノ便ヲ開カシメタレハ凡十中ノ九分ハ完全スベシ」と述べた上、「輸入超過ノ弊害ヲ防カンガ為メ左ニ之ヲ陳述ス」と、これまた9か条にわけて、その考えを明らかにする。第1条で、「夫レ輕便ニシテ要用ヲナスヘキ西洋物品ハ（中略）朝夕之ヲ用ヒテ止マザルハ是レ勢ノ然ラシムル所ナリト雖モ誠ニ今日ノ如ク輸出入ノ間其平均ヲ失フテ我国内損害ノ多キヲ誰カ亦痛憂セザランヤ（中略）西洋物品ノ買ヒ入レ方ニ注意セザルベカラス」と述べて、佐田介石に典型的に見られる舶来品排撃、国産品愛用を内容とする経済論とは異なる。開放体系の経済思想であることを明示する。その上で、第4条でこう記している。

輸入品多シト雖モ之ヲ防クコト容易ナルベシ何トナレハ唐糸砂糖石油等其他ノ物品往古ヨリ我国産ヲ以テ使用セザルハナシ然ルニ目今此三品輸入高ノ最モ巨多ナルハ其廉価ニシテ輕便ナルヲ以テナリ故ニ我国産ノ蠟砂糖等ノ農作ハ自然衰エテ振ハス然シテ桑茶或ハ人参等都テ輸出品ノ製作ニ注意スル者多シト雖モ輸出入不平均ノ影響ヨリシテ我国力ノ衰エル所以ハ曾テ之ヲ知ラズ何ソ又政府保護ノ大趣意ヲ弁明スル者之アラン（中略）今此期ニ際シテ勸農商務兩局長ヲ本トシ設立スベキ会社役員等ハ専ラ通商ノ順序ヲ農商民ニ示シテ広ク多ク綿砂糖菜種蠟等ヲ作り製造ヲ励マシテ洋風蠟燭等一ツモ外国ニ仰カス以テ石油ノ代用トナサシメ因テ国益ノ大主意ヲ教示スルトキハ誰カ此ニ用ヒザル者アランヤ又石油ノ如キハ我国内ニ於テ廉価ニテ産出スベキ処アレハ最モ能ク之ヲ保護シ仮令産出スルトモ利益少ナキ分ハ之ヲ止ムベシ右何レノ物品ニ限ラス其製作ヲ進歩セシムルニ資本金ノ乏シキハ若干ノ金員ヲ貸与シ以テ専ラ我国益ノ存スル所ヲ謀ラハ衆民之ヲ信用シテ速ニ海外ノ輸入ヲ防クコト容易ナルベシ

木村万平の願うところとは異なり、歴史の現実には、綿・砂糖・石油のい

ずれにしても、これらの輸入を防ぐことは遂にならなかったことを示した。が、開放体系の経済思想である木村の経済論からする時、要するに重要なことは「内外通商ノ順序ヲ整ヘ深ク輸出入ノ平均ヲ慮リ以テ物価ノ騰貴ヲ止メ以テ国益ノ潤利ヲ謀」ることであり、「石油ノ如キハ我国内ニ於テ廉価ニテ産出スベキ処アレハ最モ能ク之ヲ保護シ假令産出スルトモ利益少ナキ分ハ之ヲ止ムベシ」と考えることのできる輸入防遏論であったから、その経済思想の挫折を木村万平が味わうことはなかったと判断しているであろう。

ついで第5条ではこう記す。

金銀銅鉄石炭等掘出方ノ儀ハ人民所有地ニテ発見シ又ハ旧来掘り来リシ者モ資本金ノ乏シキカ為メ狐疑猶予スルモアリトス右等ノ實際ニ一層ノ注意ヲ加エサセラレ礦山ノ地所ニ由リテハ無利足ニテ資本金ヲ貸与シ特別ノ監査之アリテ当分無税ト定メ置カレハ有志ノ輩一層ノ丹精ヲ此工業ニ尽スヘキハ必然ナリ

また第7条ではこう記す。

東京大阪ノ両所ハ我全国中要用ノ土地ニシテ物産取引ハ勿論金銭流通ノ場所タレハ米商会社ノ如キ巨大ナル流通ヲナサシムルハ是レ国用ヲ融通セシムルノ一大要件ナレハ東京大阪両所ニ限り米商会所ヲ立置キ従前ノ如ク専ラ売買ヲナサシメ常平局ニ於テ嚴密ニ之ヲ保護スルトキハ自ラ米穀ノ廻達増加シ價格騰貴ノ幾分ヲ減少シ加之金銭専ラ流通シ窮民保助ノ幾分トモナルヘシ之レ亦国益ヲ謀ル注意ノ一端ナリ

さらに、第8条では、「米国運輸」などすなわち輸出入貿易に関与する海運会社の助成・設立も国益の一端をなすとしてこう記している。

目今輸出入ノ不平均ヲ止ムルニ際シ運輸ノ順序ヲモ一層ノ改正ヲ加ヘ郵便会社ヲシテ米国運輸ヲ開カセラレ又今般上申セシ会社ニ於テ注意シ我国船持一同ニ教諭ヲ加ヘ別途ニシテ商船会社ヲ設立シ政府ニ於テ

此両社ヲ保護セラル、トキハ通商順序ノ相整フニ隨ヒ国益ノ大ヒナル
コト測リ知ルヘカラス是又注意ノ一端タルヘシ

などと詳細に論述し、次のことばでもって、木村はこの建言を閉じている。

前文ノ如ク内ハ国民ト与ニ勉勵シテ輸入ヲ防キ外ハ通商ノ順序ヲ立
テ、従前外人ニ占メラレタル利益ヲ収還シテ之ヲ我國民ニ得セシメ彼
ノ洋銀ヲ以テ我銀貨ヲ鑄造シ以テ国益ヲ謀ルトキハ富国強兵ノ御趣意
貫徹シテ内国ノ安堵人民ノ幸福何ヲ以テ之レニ加ン不肖数年ノ志願空
シク歲月ヲ費ヤシ徒ニ寸心ヲ焦ガシ憂感ノ至寢食共ニ忘レ賤智短見ヲ
不顧謹テ奉建言候恐惶謹言頓首再拝

かつて、私は近世日本の国益概念は、土地をも含んだ全産業構造よりの
富を集計する概念であり、また諸国との対外交易よりの富をも集計する概
念である。と要約⁴したことがある。この定義については、斎藤修の批判⁵が
あり、私ももっとも受けとめざるを得ない点がある。が、木村万平の国益
概念は、閉鎖体系に立つ舶来品排撃・国産品愛用を内容とする経済論とは
異なる、開放体系の経済思想を展開する際の基本概念として使用されてい
て、その意味で近世日本の国益概念の到達点に系譜を有すると判断して差
支えないと考える。

明治15年12月25日付、大阪府士族井村剛治の元老院議長佐野常民宛
「官商出交易暨興産之建白」(994-995ページ)は、原史料に一枚分の欠落
があるかも知れぬとの編者の注が付されていて、たしかに一箇所文章の続
かないところがあるが、これもやはり貿易を主題にして国益を論じている
建白書である。「同年(明治14年……引用者注)八月国産蕃殖ノ告諭ヲ奉

4 拙著『近世経済思想の研究——「国益」思想と幕藩体制——』(吉川弘文館、1966年)54ページ。

5 「幕末・維新の政治算術」近代日本研究会編『明治維新の革新と連続：政治・思想状況と社会経済』(《年報近代日本研究》No.14, 山川出版社、1992年)所収。

読ス爾来愈々益々心ヲ国益ニ苦ムコト甚シ矣是ヲ以テ先年修業中英国「オクスラード」氏ニ就キ興益スル所似ヲ質問スルコト⁶と、その動機を語り、次のように述べている。

夫レ国益ノ法タル広シト雖トモコレヲ要スルニ出貿易ト興産ニアリ貿易者ハ小利ヲ以テ大利ヲ得ルニ在リ興産者ハ無用ノ地ヲ以テ有用ニ化スルニ在リ矣夫レ小利ヲ以テ大利ヲ得ル者ハ商業ノ盛ントスル所出貿易者ハ大利ノ伏スル所ナリ剛治等広く本邦人民貿易ノ状ヲ觀ルニ外国人ノ来ルヲ待テ相売買スルヲ以テ概ネ常法トナス夫レ守貿易者ハ其ノ接スル所必ス狭マシ狭ケレハ則其機ヲ觀破シ而テコレニ投スルコトヲ得ズ故ニ毎ニ彼ノ先制スル所トナル（中略）益々盛大ニシテ官商出交易ノ法ヲ行ヒ売可キハ則コレヲ売り買フ可キハ則コレヲ買ヒ以テ利ヲ得ルニ於テヲヤ其利モ亦大ナラサランヤ是剛治等愈以テ心ヲ国益ニ苦メ而テ已マサル所以ナリ

と、出交易＝直貿易が国益増進の一方策であることを主張した上で、興産についても次のように記している。

国内原野草場ニシテ官ニ属スル者ハ其地質ヲ択ンテ羊ヲ畜養シ其毛ヲ艾取シ以テ諸毛織ヲ製シ外国毛織輸入ヲ防ク官有地ニシテ曠原不毛ノ地ニ於テ葡萄樹ニ適スル地所ヲ択ンテコレヲ培養シ其实ヲ以テ葡萄酒ヲ醸造シ米酒ニ代用ス或ハ国内山辺ニシテ水溜地ヲ以テ田ヲ養フノ地ノ如キハ其地ヲ択ランテ棚ヲ池上ニ組ミ葡萄ヲ其池囲ニ植養ス官有地ニシテ赭山兀山広野不毛ノ地ヲ開拓シ其地ニ適スル果樹ヲ植養シ果实ヲ以テ「ジャミ」ヲ製造シテ輸出ス

と、出交易と興産を対象に国益増進の方策を論じた後、次の言葉でもって、この建白書を閉じている。

剛治等食賤一毛錢ノ以テ自ラ寸分ノ国益ヲ試ムルコトヲ得ス若シ一言

6 編者はこの後に一枚分の欠落があるのかも知れぬと記している。

之取用スル所有テ官商出交易ノ法及ヒ興産法ヲ設立シ剛治等ヲシテ一方ノ担任セシムルコト有ラハ傳愚ト雖トモ百折不屈身ヲ海底ニ投スルモ辞セサルナリ是剛治等国恩ニ報セント欲スルノ^(微)徵忠ヲ尽ス所ナリ伏質待罪ニ勝エス矣

d 概念と多義性と変容

『明治建白書集成』のうち、本稿執筆時点までに公刊を見ているのは、2・3・4・6のこの四つの巻だけである。この史料集は明治元年から明治23年までの期間を対象とする、なお刊行継続中の壮大な試みであるだけに、ごく僅かな既刊本に目を通したにすぎぬ段階で、何らか結論めいたものを記すことは、堅くいましめねばなるまい。とはいうものの、今後の作業の必要上、何がしかの感想をまとめておくことも無駄ではあるまいと思う。

この第六巻は、本稿のⅠとⅡの部分で記しているように、他の三つの巻に比べると、国益概念を駆使した建白書の数も少なく、対象分野も狭くなっているように思われる。経済概念からの逸脱の事例は本巻以前にすでに見られたことであるが、この傾向がさらに目立って来る。また、同様な主題を扱いながら、国益という用語をほとんど使用しないものも見られる。

明治13年7月4日付、開拓使三等出仕西村貞陽の右大臣岩倉具視宛「上〔外債ヲ募集シ物産興隆ノ道ヲ通ジ輸出入平均ノ儀〕(75-79ページ)は、後者の一例である。この建白書は、先の木村万平の建白書とほぼ同じ時期に同じ主題をとりあげる。そして、「方今ノ急務ハ物産ヲ興隆シテ輸出入ノ平均ヲ維持スルニ在ル所似ナリ而シテ又我商賈ヲシテ遠ク海外ニ航シテ商利ヲ占有スルコト猶今日外人ノ我邦ニ於ルカ如クナラシムルニアリ然ルト雖モ此ノ如キハ尋常手段ノ能ク為シ得ヘキ所ニアラス之ヲ為スノ法ハ非常ノ果斷ヲ以テ外債ヲ起スニアリ」と主張するが、その所論の展開に際しては「此時ニ於テ物産ヲ興シ国益ヲ謀ラント欲スルモ豈ニ能ク為スコトヲ

得ンヤ」との表現が一箇所だけ認められるに過ぎず、木村万平の建白書のように、開放体系の経済思想を展開する際の基本概念として国益を使用することはない。

前者、すなわち経済現象を説明する際の経済概念から逸脱する例としては、明治13年7月付、兵庫県士族法貴発の太政大臣三条実美と右大臣岩倉具実宛「〔兵庫県令森岡昌純黜免ノ儀〕」（106-108ページ）は、その文中に国益という用語をしばしば使用するが、「民瘼タルノ県令ヲ黜免シ良県令ヲ得ルアラバ則チ国益ナリ」という具合であり、もはや経済概念とは云えない。

明治13年9月18日付、開拓使士族蛸崎可賀の大蔵卿佐野常民宛「不顧恐怖奉上言候〔庸調二課役ヲ取立海防費ニ充ツルノ儀上言〕」（162-163ページ）は、「軍防令賦役令禄令延喜式等御参考前件御採用御発行被遊候ハ、年々無極之御国益と奉忍察候」という表現であり、経済現象をとりあつかう建白書中の使用例ではない。

明治14年7月25日付、東京府平民佐藤金兵衛の元老院宛「各民実印ノ件建白書（各民実印ヲ電信製銅版ニテ調刻シテ下渡ノ議）」（442-444ページ）も、全国民男女童女にいたるまで一人に一個づつ定価20銭の実印をもたしめ、その「彫刻料拾分ノ五ヲ印版製造費トナシ拾分ノ五ヲ御国恩ヲ相弁^(籍)国益金戸籍税トシ奉^(籍)上納度」という表現の仕方であり、経済現象を分析、叙述する建白書ではない。

また、明治15年7月10日付、島根県士族（小学在勤）深津顕の「建白（日本ノ大号ヲ改唱スルノ議豪家ヲ華族ニ昇スノ議）」（858-860ページ）は、「三井ナリ三菱ナリ皆国益ヲ補フ最モ高シ又賤民ニシテ国益ヲ謀ル稍低シ」という表現であり、これまた経済現象を分析・叙述する文脈中のものではない。もっとも、深津顕が「豪家ヲ華族ニ昇スル事」を提案する根拠として、以下のような議論を付加しているので、一国の富を表現する概

念としての国益観を有していたと判断した方がよいのかも知れない。

「国ノ本ハ民ニアリ民ノ本ハ食ニアリ故ニ能ク国政ヲ振起セントナラバ
必先民ヲ富強ナラシムルニ在リ民ヲ富強ナサシメバ教化隨テ行ハレ兵
力亦隨テ加ルヤ必セリ故ニ国ハ民ニアリ民強ケレバ国強シ民貧シケレ
バ国貧シ国貧ケレバ必患ヲ招クノ基ヲ生シ其患ヲ防ントナラバ富強ニ
アラデ何ヲ以テセンヤ故ニ其最モ貴重ス可キモノハ富ハ乃チ朝廷ノ帑
ナリ帑ノ在ル所ハ乃チ豪家ナリ其豪家ヲ擢テ更ニ華族ノ列ニ班シ世人
ノ上等ヲ占メシメ以テ榮譽ヲ与フベシ是レ乃チ帑ヲ強クスルノ一策ナ
リ

IV 後考のために

「明治前期『国益』思想追跡続行」と題する本稿は、その手掛かりとす
る『明治建白書集成』が、現在これまでの4冊以外発行を見ていないので、
ここで一旦休息せざるを得ない。ただし、他の史料を利用しての追跡行は
出来そうだから、改めて別の手掛かりを求めて、作業を継続することにする。

それはともかく、閉鎖体系に立つ舶来品排撃、国産品愛用を内容とする
経済論とは異なる、開放体系の経済思想を国益を基本概念として展開する
木村万平の所説を知った現在、私はあらためて、こう主張したい。⁷ 明治日
本の保護主義あるいは保護貿易主義の鼻祖を若山儀一だと考え、幕末・維
新以降の輸入経済学の枠組みの中でのみ、明治前期の保護主義経済論を論
じるのは、経済思想史の研究方法として、そもそも視野が狭すぎるだけで

7. すではやく拙稿「西洋経済学の先駆者——若山儀一」『日本及日本人』(1544
号, 1977年11月1日発行)で、近世社会の国益思想は保護貿易論を十分理解
するに足る在来経済学として位置付けるべきであることを指摘しておいた。

なく、問題意識のあり方として欠陥があるといわざるを得ない。欧米諸国の経済学あるいは経済思想の衝撃を受けて、変容するだけでなくあらたな展開を示すことになる、受け皿としての日本の在来経済学あるいは経済思想に生じた筈の、連続と断絶という後発資本主義国に固有の思想状況についての関心が欠落してしまうからである。⁸

次に、舶来品排撃・国産品愛用を内容とする、たとえば佐田介石に典型的にみられる経済思想をどう位置づけるかという点について、一言しておきたい。

すでに述べたように、近世日本の国益概念は土地を含んだ全産業構造よりの富を集計する概念でありまた諸国との対外交易よりの富をも集計する概念である。従って開放体系の経済構想といってよい。これがその後の日本の経済構想の大きな流れの底流を形成することになるのだが、これと異なる経済構想が生れていたことに、今後留意する必要があると思われる。逆井孝仁は山片蟠桃をとりあげてこう主張している。⁹「どこまでも「民」=人びとの人間的=経済的成長と自立を第一義とする体制づくりを旨とした蟠桃の「王道」経世論は、当然ながら内需中心型の自主的国民経済構想につらなる。彼が自信をもって「鎖国」を肯定するとともに、また何よりも当時の重商的富国論への同調を拒否したのは、そのためである」。

この山片蟠桃論とのかかわりで、今一度考え直さねばならぬと思われるのが、佐田介石論である。¹⁰奥武則は、介石の経済学は国を富ますための最

8 この点、例えば高橋和男「明治前期の保護主義経済論とケアリー——大島貞益を中心に——」『立教経済学研究』（48巻1号、1994年）は、戦前期以来の日本経済思想史あるいは日本経済学学史の伝統の枠を越えることがなく、まことに残念である。

9 逆井孝仁「山片蟠桃における秩序と市場——「王道」論を中心に——」田中喜男編『歴史の中の都市と村落社会』（思文閣出版、1994年）。

10 奥武則「覚書『佐田介石論』——「開化」と「迷蒙」のはざままで——」『社会科学討究』38巻2号、1992年。

善の方策として生産以上に消費が重要であると考えており、国産品による国内消費市場の拡大を優先する「小国寡民の思想」を説いているという。決して保守反動的思想、欧化反対の思想の典型として解してはならないとする。介石の考える国益観は、そうした「小国寡民の思想」に立つそれであったという。

私は、これまで佐田介石の国益理解について、舶来品排撃・国産品愛用の欧化反対の思想という表面的な枠で位置づけて来たが、これは修正する必要があるようだ。国益概念について、今後意識的に考慮すべきことのひとつは、山片蟠桃と佐田介石にみられる内需中心型の自生的国民経済構想と、たとえば本稿で発見した木村万平の建白書にみられる開放体系に立つ経済構想との間における、その理解の仕方のちがいと路線対立であると思われる。

(1995年12月4日)